

# みのかも

No. 132

平成20年2月15日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

## 市議会だより



美濃加茂市古井小北土地区画  
整理事業の竣工を記念して、1月  
15日に同事業竣工記念時計塔モ  
ニュメント(切通公園内)の除幕  
式が行われ、理事長から市長へ  
寄贈目録が手渡された。

主

■ 平成19年第4回定例会の審議結果 ..... 2 P

な

■ 議会日誌 ..... 2 P

内

■ 委員会審査の概要 ..... 3 P

容

■ 市政一般に対する質問と答弁 ..... 4 ~ 19 P

■ 可決された意見書 ..... 20 P

平成19年  
第4回  
**定例会**

市議会第4回定例会は、12月3日に開会し、12月20日までの会期18日間で開催されました。

3日には、13議案（請願2件を含む）を上げ、人事案件2件については提案説明・質疑・採決を行い、請願2件については委員会付託、その他の議案については提案説明までを行いました。

11日、12日には、15名の議員が一般質問を行いました。13日には、各議案に対する質疑、委員会付託を行いました。

付託された各議案の審査のため、14日に産業建設常任委員会、文教民生常任委員会、17日に企画総務常任委員会、議会運営委員会が開催されました。

20日には、各議案に対する委員長報告・質疑・討論・採決、さらに追加4議案（意見書）に対する提案説明、質疑、採決を行い、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行い、定例会を閉会しました。

**議案の主な内容と審議結果**

議案名	主な内容	審議結果
◎ 条例・補正予算		
美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	人事院勧告に伴う美濃加茂市職員の給与に関する条例の改正	原案可決
美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文整理のための条例改正	
美濃加茂市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び美濃加茂市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について	選挙により選出する委員定数の削減並びに農業委員会等に関する法律施行令第5条の規定による選挙区の基準に満たない選挙区を解消するため、選挙区の統合及び統合後の選挙区における委員定数を変更するための条例の改正	
美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	医療費の自己負担分の助成対象年齢を、満12歳から満15歳まで引き上げるための条例の改正	
美濃加茂市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について	占用料の基準の明確化と電話ボックス及び郵便ポストを新たに課税対象とすることに伴う美濃加茂市道路占用料徴収条例、美濃加茂市都市公園条例及び美濃加茂市下水道条例の改正	
平成19年度美濃加茂市一般会計補正予算（第4号）	8,086万8千円の増額、予算総額は172億9,652万5千円	
平成19年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第1号）	収益的支出補正額 352万円 資本的支出補正額 123万4千円	
◎ その他		
可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について	組織の簡素化のために、副管理者2名を1名とする規約の改正	原案可決
市道路線の変更について	市道川合262号線及び今泉306号線の変更	原案同意
美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	佐野綾日氏の任期満了に伴う横堀優子氏（新任）の任命同意	
美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	任期満了に伴う高木幹夫氏（再任）の選任同意	
◎ 請願		
後期高齢者医療制度の撤回を求める意見書採択を求める請願書について		不採択
最低保障年金制度の実現を求める請願書について		
◎ 選挙		
美濃加茂市選挙管理委員及び同補充員の選挙	選挙管理委員には井戸正美氏、渡邊きみ子氏、小藤智巳氏、堀部浩氏、同補充員には柴田典昭氏、小林章氏、長谷川克己氏、福地大八氏が当選	選挙
◎ 議員提出議案		
少人数学級の実現及び義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書について	別掲（20ページ）	原案可決
原爆症認定問題の早期解決を求める意見書について		
外国人住民台帳制度の創設を求める意見書について		
「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について		

**議会日誌**

**11月**

- 16日 多文化共生・少子化対策特別委員会視察（市内）
- 中濃十市議会議員研修会（美濃加茂市）
- 27日 中濃地域農業共済事務組合議会定例会（関市）
- 30日 議会運営委員会

**12月**

- 3日～20日 市議会第4回定例会
- 25日 可茂地域一部事務組合臨時会（可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂広域行政事務組合、可茂消防事務組合）

**1月**

- 9日 文教民生常任委員会協議会
- 21日 経済活性化特別委員会協議会
- 22日 多文化共生・少子化対策特別委員会協議会
- 25日 日本ライン議長協議会（美濃加茂市）
- 31日 行財政改革推進特別委員会協議会

**2月**

- 1日 岐阜県市議会議長会議（恵那市）
- 4日 東海市議会議長会理事会（瀬戸市）
- 5日 多文化共生・少子化対策特別委員会協議会
- 7日 全国市議会議長会評議員会（東京）
- 8日 可茂地域市町村議会議長会議（富加町）議会運営委員会

# 委員会審査の概要

## 可茂広域行政事務組合

企画総務常任委員会

**問** 可茂広域行政事務組合の副管理者の定数の変更理由は。

**答** 広域行政の業務の内容は非常に重要であるが、業務量としては副管理者が1人でも対応はできる。

**問** 美濃加茂市職員の給与に関する条例の改正に関連して、職員の時間外勤務手当支給の積算根拠は。

**答** 時間外勤務手当は、労働基準法及び職員の給与に関する条例に定めるとおりに単価を積算し、それに時間外勤務時間数を乗じて支給している。

## 福祉医療費助成

文教民生常任委員会

**問** 本市の少子化対策及び岐阜県の福祉医療費制度の現状について。

**答** 県における乳幼児の医療

費助成の対象年齢は、小学校就学前となっているが、当市では、平成18年度から小学6年生まで、今回は対象年齢の改正により、義務教育終了年まで引き上げることをお願いするものである。また、県では身体障がい者、重度心身障がい者についても、医療費を助成しているが、助成には所得要件があり、所得を超える方については助成されないが、市ではこのような方々についても医療費助成を行っている。

**問** 一般会計補正予算中、老人福祉費における通所介護施設改修工事の工期及び工事期間中の代替施設について。

**答** 今回、工事を計画している入浴施設については、2基あるうちの1基の入浴施設を撤去し、そこに新たに入浴施設を取り付けるものである。また、工期については、1ヵ月程度を見込んでいます。

**問** 民生費中、児童手当費に関連して児童手当制度の概要について。

**答** 児童手当制度は、時代を担う児童の健全な育成を目的に、児童を養育されている方に対して手当を支給する制度であり、平成19年4月に児童手当法が改正され、3歳未満児については、一律1万円に、第1子、第2子ともに3歳以上小学校6年生までは5,000円に、第3子以降は1万円が支給されるものであり、支給の時期は2月、6月、10月となっている。

**問** 教育費中、保健体育施設費においてグラウンド用スコアボードの設置箇所について。

**答** スコアボードについては、市橋グラウンド及び蜂屋グラウンドには固定式を、西総合グラウンドにはフェンスに設置するスコアボードをそれぞれ設置するよう予定している。

**問** 道路占用料の年間の本数とその占用料の収入額及び未納額とその対応策は。

## 道路占用料徴収条例改正

産業建設常任委員会

**問** 道路等占用されている電柱の本数については、N T T

によるものが道路に666本、河川に19本、都市公園に63本、中部電力によるものが道路に1,980本、河川に132本、都市公園に77本であり電柱の本数の合計は2,937本である。その他の占用にN T Tによる地下ケーブルの延長が18万5,949メートル、個人や開発に伴う配水管等

が道路に295件、河川に67件、都市公園に2件ある。占用料の年間収入額は、1,953万5,205円であり、占用料の未納者は、N T Tと中部電力以外で道路が44件、河川が9件の合計53件であり、総額62万6,850円である。未納者への対応は、今年度は11月16日に催告書を発送しており、1月から個別対応をする。



ローラー滑り台

**問** 一般会計補正予算中、農林業費における健康の森ローラー滑り台の利用再開時期とその他の改修が必要な遊具について。

**答** ローラー滑り台については、その起点である遊具の「小山観音めぐり」の改修完了

**問** 水道事業会計の資金計画について、国債である投資有価証券の今後の運用は。

**答** 国債については、銀行等の利率より国債運用利率がよいため国債を購入している。今後、最終的には5年周期で10億円を運用ができるのではないかと考えている。



# 市政一般に対する質問と答弁

## 要旨

### 市長の政治姿勢

**問** 市長の考えが職員に届くようにするための対応は。

**答** 市長就任以来、職員との対話に心してきたところであり、全職員とのランチタイムミーティング、若手職員との個人面談や課単位でのグループミーティングなどで多くの意見を聞くとともに思いも伝えている。

全庁的には、ISO9001を実践する中で、市長の考えは「みのかもWAY2007」や市長コミットメントとして、庁内ネットワークで全職員に示している。

また、職員各自がやる気を持ち、自分を向上できるように職員研修会を数回行っており、経営センスを身につけられるように、今後もこのような場を提供していきたい。

今年度は、民間の経営的な発想で市を運営していきたい。

と、組織改革を断行し経営企画部を設置したところであり、職員への意識付けを図るいろいろな方策を取っていききたい。

が開かれることを聞き、時期を逃してはいけなさとその場で渡航をする決断をしている。

**問** トップセールスに対する所見は。

**答** トップセールスは大切であり、タイミンが重要であるため、時期をはずさず機会があればどんどん出向きたいと考えている。

今後は、外国人集住都市会議の座長として活発に活動するとともに、企業誘致や観光PRなどでも機会あるごとに売り込みをしたい。

**問** 市民との協働、パートナーシップについて。

**答** 今後の効率的な行政経営には、市民とのパートナーシップがとても重要なものになる。

市民と行政が同じ歩調で進むためには、お互いが情報を共有し、意見の交換が欠かせない。これからも共通の目的達成のために、積極的な情報公開を行いながら、市民主体のまちづくりを進めていきたい。



堂上蜂屋柿PR看板(美濃太田駅北口)

具体例として、堂上蜂屋柿の「食の世界遺産」認定では、スローフードジャパンの職員との懇談の中で、イタリアで「食のコミュニティ世界大会」

### 新年度予算

**問** 平成20年度予算編成の基  
本方針は。

**答** 国の来年度予算は、地方への一般歳出を厳しく抑制している。当市では、特別会計等を含めた市全体の市債残高が平成18年度末で474億円であり、その償還に係る公債費が財政上の大きな負担である。

こうした厳しい状況ではあるが、平成20年度予算の編成に当たっては「ひとにやさしいまちづくり」を理念に、「未来を担う子ども」の育成、子育て環境の整備、都市間競争力のある自立都市」をテーマに掲げ、関連する事業を特別枠とするなど、持続的に発展できるまちづくりを図っていく。

また、第4次総合計画の5本の柱を具現化するために、緊急性や有効性などの視点から、選択と集中を基本として健全財政が維持できるように計画的な事業推進を図っていききたい。

**問** 新地方公会計制度実務研究  
究報告書で示された基準モデルの導入は。

**答** 夕張市問題等から財政健全化法の制定や資産や債務の管理のための公会計制度の整備など、わかりやすい財務情報の

開示等が義務付けられている。民間の企業会計に近い「基準モデル」の採用は、当市の財務会計システムとの連動により事業別コスト分析や受益者負担の分析等ができ、コストを意識した行政経営が可能となる。

また、今後のスケジューリングは庁内職員によるワーキンググループの設置を行い、平成21年秋には平成20年度決算の公表ができるように調整を進めている。

**問** 市税等の平成19年度決算  
見込額及び平成20年度収入予測額は。

**答** 平成19年度の決算見込額は、市税が現年分約87億円、滞納繰越分約1億5,000万円、地方交付税は19億円、地方譲与税は約3億円、地方特例交付金は約5,000万円と予想している。

平成20年度の収入予測額は、個人市民税は今年度の決算見込額と大きくは変わらないが、法人市民税は企業の業績が大きく左右されるため、実績等を考慮して堅実な額を見込みたい。

また、地方交付税は、総務省の平成20年度地方財政収支の8月仮試算によると、出口ベースで前年度比4%減であ

り、投資的経費で3%の減、臨時財政対策債も15%の減となり、交付税算定に基づいた単純計算では、市税の増収分も含め4億円前後の減収となると考えている。

**問** 今後5年間の市債償還額と実質公債比率の推移は。

**答** 平成20～24年度の5年間の上下水道を合わせた市債償還額は約201億円、市債償還に伴う交付税措置見込み額は約50億円と予測している。

現時点では、平成24年の41億2,600万円が償還のピークとなる。

実質公債費比率は、平成19年度は16%、平成20年度は17%、平成21年度は18%弱、平成22年度は18%、平成23年度は19%と予測している。

**問** 新年度予算に向けた経費の節減や増収への取り組みは。

**答** 経費では、経常経費の3%カット、ごみ減量による処理費用の節減や時間外勤務の削減のための取り組みを行っている。

増収では、受益者負担の視点による使用料手数料の見直し、活用目的を失った土地の売却や一時的な貸し付け、将来を見据えた企業団地の創生

による市税の増収などや、行政改革実施計画の見直しも進めている。

**問** 自治会要望に対する対応は。

**答** 毎年4割弱の自治会要望に対応をしているが、新規の要望の増加により、全体数は減少していないのが現状である。

一部地区においては、自治会長等による要望内容の精査により、平成20年度の要望件数が全体で前年度を6件下回っている。

今後も、自治会要望の趣旨を考慮して、自治会員、関係課等と連携を図り、効果的に要望にこたえられるように努めたい。

## 財政運営

**問** 財政運営における行政と市民の役割分担の考えは。

**答** 今後の行政運営には、行政と市民の役割分担が重要な課題であると認識している。

今年、美濃加茂市の行政経営の行動指針として「みのかもWAY2007」を策定し、課目標を定め、効果的な事業実施に努めている。

今後は、さらに事務事業の効率化を図り、市民協働のあり方や行政サービスの選択と集中などについて、一歩踏み込んだ検討を進めていきたい。



**問** 事務事業の見直しは。

**答** 第4次総合計画推進のための主要事業に対しては、緊急性、市民ニーズ、有効性、効率性の観点から7段階に評価し見直しを行っている。

また、現在実施している第3次行政改革では、地方分権型社会に対応した行政経営を展開するために、経営資源の最適配分、市民協働や外部活力の活用、行政サービスの選択と集中、コスト意識の重視を方針として、平成20、21年度の実施計画の見直しを行っている。

**問** 経常収支比率の引き下げと経常経費の節減は。

**答** 少子高齢社会を迎え、扶助費や人件費等の義務的経費も増大しており、公債費の占める割合も大きく、市の行動指針では今後10年間で市債残高100億円を削減することを命題に、アクションプランを構築したところである。

また、経常経費等の節減も、コスト削減のための目標設定を行うなど、アクションプランの中で経費の節減を図っていく。

**問** 補助金等の抑制は。

**答** 各種団体の補助金は、補助金交付規則に基づいて、事業計画書・予算書等の審査をし、完了後は実績報告書の提出を受け審査しており、監査委員の監査もしている。

平成17年度には、各種団体の運営補助の一律20%のカットを行っており、その後も経費負担のあり方、行政効果等について予算査定の中で精査するなど縮減や見直しを行っている。

補助金のあり方については、行政改革実施計画の見直しや行政改革市民会議の中で検討していきたい。

**問** 地方債の繰り上げ償還について。

**答** 民間の銀行等からの借り入れは、すでに低金利のものに借り換えを済ませており、高金利時代に財政融資資金から借り入れたものが残っている。公的資金の繰り上げ償還は償還の終期までの利子相当額の「補償金」が必要であるため、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられる実質公債費比率18%を超える寸前までは繰り上げ償還を見送りたい。

残債金利(5～7%)の段階により今年度から3年間に限り、実質公債費比率や経常収支比率・財政力指数の程度に応じて補償金免除の繰り上げ償還ができることになったが、当市の財政指数では対象とはならない。

**問** 財政の健全化計画の樹立は。

**答** 財政の健全化計画については、地方公共団体の健全化に関する法律によって「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率」の4指標の算定方法、財政健全化、再生団体の基準等について政省令整備を行うとされている。

また、指標の公表に係る規定も平成20年度から施行され、平成19年度決算から議会に報告し公表が義務付けられるため、その結果を見て判断をしたい。



**問** 税等の債権を管理する部署の設置に対する考えは。

**答** 滞納をいかに少なくするかは、公共団体の大きな課題であり、現在、収納事務を取り扱う課で協議をしている。

今後は、先進地の事例も検証して、当市に適した形を検討していききたい。

**問** 一般企業への職員派遣による研修及び職員の資質向上は。

**答** 平成19年2月に策定した人財育成基本方針でも、民間企業の経営感覚や対人能力、折衝能力を身に付けるために派遣を検討することになっている。

企業数社に話を聞き、他市の状況も調査しているが、派遣期間等の問題もあり今後いろいろと検討して詰める必要がある。

組織力のアップには職員の資質向上はとても重要であるため教育訓練に力を入れていきたい。また、人事評価や自己申告の反映、処遇面での対応などのトータル的な人事システムを構築して、やる気のある職員を育てる必要もあると考えている。

**問** 職員の仕事の改善活動は。

**答** 職員提案制度やISOカイゼンアシスト（内部監査）

活動のなかで積極的に取り組んでおり、行政改革実施計画の見直しを進める中で職員提案を募ったところ、全部署を対象として80件ほどの提案があった。

今後、この提案をもとに職員ワーキングや総合政策審議会での検討など、人件費や事務の効率化をめざしたコスト感覚のある計画を策定していく。

## 行財政改革

**問** 小学校の統廃合の考えは。

**答** 伊深町及び三和町の北部地域では少子化の波が押し寄せており、入学児童は伊深小学校5人、三和小学校は4人であり、全校生徒数も12月現在、伊深小学校は70人、三和小学校は32人で複式学級を編成している。

三和と伊深小学校の合同学習を、現在、1年、5年、6年生で実施しており、多くの子どもたちは喜んで参加している。

一方、三和地域では、本年

度、三和保育園及び三和小学校の保護者に対して、PTA等が中心となりアンケート調査を行い、小学校のあり方を聞いている。

保護者、地域等とも連携しながら、方向を探っていききたい。

**問** 保育所・連絡所統合は。

**答** 行財政改革の推進には、組織の統廃合は不可欠である。三和、伊深地区の連絡所、保育所は、少子高齢化社会が進む中で地域サービス及び地域活動の拠点として重要性を増しており、統廃合には慎重に対応すべきである。

どういう方法が、市全体として今後の好ましい地域づくりにつながるのか、皆さんの意見を聞きながら今後検討を進めていきたい。

**問** 投票率の向上対策と投票所の増設について。

**答** 選挙啓発ポスターの掲示、広報車や街頭における啓発などや期日前投票・不在者投票制度の周知を図っている。

特に若年層には、新成人への年賀状の発送とか成人式でのリーフレットの配布、あるいは選挙事務へ従事など、選挙に対する意識の高揚に努めている。

投票所は、有権者が投票しやすいようにとの観点から、投票区も合わせ、全市的に見直しを検討したいと考えている。

7月の参議院議員選挙後に行った投票区及び投票所の見直しに関するアンケート調査の結果を踏まえて、各地域で協議したくよう自治会長に依頼をしたところである。



成人式

**問** FM放送による市からの情報発信について。

**答** FM放送はエリアが限られていますが、ラジオさえあれば手軽に情報が得られるというメリットはある。

株式会社かにかも放送が開局した当初に、災害緊急放送に関する協定を締結している。現在、かにかも放送への情

報の提供は小中学校に関するものであるが、他の情報提供も積極的に発信したいと考えており、今後協議をしていきたい。

また、独自の放送枠を設けた情報発信は、費用面・聴取率などもあり、今後の課題としたい。

## 入札制度

**問** 価格及び技術提案を総合的に判断する総合評価落札方式の導入について。

**答** 総合評価方式は、建設業者の技術力等を落札者決定に反映でき、工事の品質確保を図るとともに、ダンピング防止や談合防止等に有効である。

当市も、平成19年8月に「建設工事総合評価落札方式試行要綱」を制定しており、この方式での入札は1件ある。

今後、入札者の施工能力や入札価格を総合的に評価することが適当と判断される工事を対象に実施したい。

**問** 入札不正防止と改革について。

**答** 指名業者選定委員会では、入札の透明性と公正性の確保

により競争性が高められるよう、一般競争入札の参加資格の設定、指名競争入札の指名選定方法などを審議している。

また、入札談合に関する情報は、情報の信頼性の審議や、必要と判断した場合は入札参加者に対する事情聴取、建設工事等に係る不正行為などに対する登録業者への指名停止措置、停止期間の決定などを行う。

入札制度の改革は、電子入札の導入、指名競争入札における指名業者の事後公表、1億5,000万円以上の建設工事を一般競争入札として

いる。平成19年度には、試行的に2,000万円以上の建設工事の一部を一般競争入札とし、工事の品質確保を図るため低入札価格調査制度の導入、総合評価方式による入札の試行などである。

## 一部事務組合

**問** 一部事務組合の行財政改革に向けた対応は。

**答** 消防庁の発表した「市町

村の消防の広域化に関する国の基本方針」は、広域化による初動体制強化、消防体制の効率化等を推進することが定められ、県では今年度内に広域化の推進計画を定めて常備消防組織の再編を図るとしており、可茂消防事務組合も広域化に対応するよう管内市町村で協議をしている。

可茂衛生施設利用組合は、施設の部分的な民営化を導入しており、職員の効率的配置と経費削減のために退職職員を不補充とするなどの取り組みを行っている。

**問** 可茂公設地方卸売市場の指定管理者制度について。

**答** 可茂公設地方卸売市場は開場以来28年を経過しているが、時代の流れとともに大型店舗等の進出や、それに伴う小売店の廃業等で取引数量、取引金額は平成3年をピークに減少しており、施設も老朽化している。

公設市場の指定管理者制度は、高山市公設市場が平成17年度から、中濃公設市場が平成19年度から導入している。

今後の公設市場の動向も見きわめて、協議を行う必要があると考えている。

## 市町村合併

**問** 市町村合併について市長の考えは。

**答** 今までに自治会関係や各種団体等の会合にて、美濃加茂市のあり方について意見を聞いてきたが、まちづくりを進めるうえでは今後も合併議論は必要であると考えている。当市のまちづくりに大切なことは、市の財政状況や中長期的な財政見通しを市民の皆さんに公表して、ともにまちづくりを考え、効率的な行政経営による市政に取り組むことではないかと考えている。

今後は、美濃加茂市第5次総合計画の策定に向けて、市民の皆さんや議会とあらゆる場にて将来展望に立ったまちづくりの議論を深めていきたい。

**問** 合併申し入れの市町村及び合併に対する意見は。

**答** 平成16年に合併協議会が解散されて以降、合併を申し入れた市町村はない。

また、「合併しなかったことは失敗だった」とか「選択を誤った」という声については聞いていない。

**問** 平成の大合併で合併した類似自治体の調査結果は。

**答** 関市、高山市、恵那市、中津川市の合併後の状況調査は、100項目による記述主体の調査であったが、いずれの市も合併して間もないために、今後の動向を見守ることになると考えている。

内容的には、自治会助成制度、広報紙等の行政情報の充実、公共交通の体系的確保、保険料の値上がり問題があり、システム統合に伴う窓口事務が標準化され窓口業務の可能な範囲が拡大する等効率化された面や山間部の独居老人対応等課題の残った面とさまざまである。こうした、合併市についての調査結果に今後も注目しながら、当市のまちづくりに生かしたい。

## 交通安全

**問** あんしん歩行エリアの進



カラー着色されたあんしん歩行エリア

捗状況及びモデル地区以外の道路カラー着色の推進は。

**答** 現在、太田地区あんしん歩行エリア内において、歩行者の人身事故防止対策として、通学路を含め、路側の着色を平成19年度からの2カ年で実施しており、今年度は予定路線16路線のうち9路線を施工中である。

他の地区は、あんしん歩行エリア内の事業が済み次第、順次計画したいと考えているが、路側着色が早急に必要である危険な箇所は、現地をよく確認して施工したいと思っている。



**問** 道路交通法改正についての周知は。

**答** 今まで同様に警察等関係機関とも連携を図り、児童・生徒や高齢者等に行う交通安全教室、広報やチラシの回覧などにより周知したい。

**問** 通学時間帯の通学路への通勤車両の進入について。

**答** 通学路の安全対策は、例えば指定時間帯通行規制をするには当該道路沿線すべての住民の方の同意を得るなど、具体的に要望される内容により、行政や警察の指導・対応が違うため、要望内容により対応方法等を検討したい。

**問** 歩道つきの道路への安全対策は。

**答** わき道から歩道つきの道路に出るときに歩道の手前で安全確認をする規制は一旦停止「止まれ」であるが、警察は主要な交差点での規制以外は必要以上にならない方向である。

法的規制以外の方策は、交差点手前に注意看板を設置するなど、注意喚起であるが、まずは運転者各個人が安全運転に心がけることが一番必要である。

**問** 人身事故・死亡事故の発生状況と抑制対策は。

**答** 平成19年市内で発生した

交通事故では6名の方が亡くなっており、そのうち2名は65歳以上の高齢者である。事故原因は、運転手の前方不注意や安全不確認と聞いている。

交通安全・事故削減に向けた対策は、ハード面ではカーブミラー・交差点鏡・注意看板の設置など、現場に応じた対応をしており、ソフト面では、交通安全教室の開催・広報やチラシによる啓発等での対応を今後もしていきたい。

**問** 交通指導員によるいきいきサロン、健寿会などでの交通安全教室の実施は。

**答** 交通安全指導員は、現在5名であり、子どもの安全な通学のために朝と帰りの時間帯に交通指導をお願いしている。

今年度、市健寿会交通安全部会にて交通安全教室開催の依頼をしたところ、現在まで7カ所の地区健寿会で開催しており、交通安全指導員が講師となり説明等行っている。

**問** 自治会要望（交通関連要望）の対応は。

**答** 平成19年度要望への対応は、カーブミラーは現地確認をして設置できるところはすべて設置しており86件のうち43件、信号機27件のうち4件、

その他横断歩道や一旦停止規制等103件のうち14件設置している。

次に、平成20年度自治会要望の全体は、1,409件であり、そのうち交通防災が担当する交通関連の要望は、カーブミラーが78件、信号機は22件、横断歩道・一旦停止・速度規制等で114件である。

**問** 青色回転灯を付けたパトカー風の地域安全巡回車の導入は。

**答** 現在はパトカー風の車ではないが、青色回転灯自主防犯パトロールの認可を得て、平成19年1月からワンボックス車に回転灯を装着し、週2、3回程度、少年センター補導委員の方が児童・生徒の下校時間に合わせ、補導活動とともに防犯パトロールを実施し



青色回転灯を装着したワンボックス車

ている。当分は、現在の車で推進したい。

## 防災無線

**問** 防災無線の整備点検状況は。

**答** 整備点検は、年2回業者が実施している。

同報系は毎日の昼と夕方に流している音楽が、設備に異常がないか確認する意味も含まれた通信訓練の役目をしている。また、消防本部の操作卓から市役所の親局に対して、正常に作動するか確認する通信訓練を週1回行っている。

移動系は、消防団に配備されているものであり、消防団が定期的に行っている。

テレメーターは、雨量や河川の水位を測定するシステムであり、毎日1時間ごとに通信している。

**問** 防災無線のデジタル化への設備費用は。

**答** アナログからデジタル方式に変更する場合の設備投資の試算については、移動系はまだ試算していないので除くと、8億5,000万ぐらいと

見積もっている。

**問** 警察、消防及び近隣市町村との連絡体制と同報無線の活用実績は。

**答** 現在のアナログ方式は、相互に連絡することが不可能であり、周波数も違うため、近隣市町村ともお互いに連絡することはできない状況である。

また、平成19年度の活用実績は、同報系は火災の緊急放送を除いて行政連絡として、交通安全週間の告知などで29回、行方不明者や防犯情報などで6回放送している。移動系は、把握していない。テレメーターの情報は、市のホームページの防災欄において、雨量や河川の水位情報を提供している。

## 高度情報化

**問** 地上デジタル放送難視聴対策の取り組みは。

**答** ケーブルテレビ事業の説明会は、三和・伊深・蜂屋・山之上・下米田地区の一部の難視聴地域の全世帯1,613世帯を対象にした説明会を実施しており、17%の方が出席している。



また、意向調査には、656世帯、40%の方が回答をしており、ケーブルテレビ事業の利用の意思表示は70%という結果となっている。

**問** 全市へのケーブルテレビ普及のための加入促進は。

**答** 現在は難視聴地域を対象に、来年度から事業を実施できるよう説明会等を行っている。難視聴地域での事業実施が決定した後に、全市域に拡大できるよう、今回同様の意向調査と説明会を開催して、事業者と積極的に加入促進をしていきたい。

**問** アナログ共同受信施設のデジタル化への助成について。

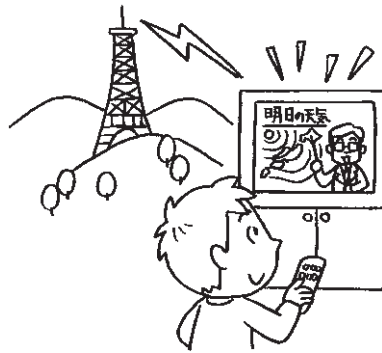
**答** 市町村が所有するアナログ共同施設からデジタルへ改修するための補助制度はあるが、自主共聴施設に対する補助制度はないため、ケーブルテレビに移行した後の共聴施設の撤去費用は、特別な事情がない場合は交付金対象にはならない。市では、既存の共聴施設は個人・共同を問わず、各所有者の方へお願いすべきと考えている。

**問** 地上デジタル放送の中継局建設について。

**答** デジタル中継局の建設は、

原則既存のアナログ中継局を取りかえる形で進められている。サービスエリアである関市追

間山の中濃中継局は、地形等の関係によって、当市では受信できない地域が存在しているが、この地域に新たに中継局を建設する計画は聞いていない。



**問** 難視聴向けの衛星活用法の内容は。

**答** 2011年にアナログ放送は終了するが、デジタル放送への環境整備が間に合わない地域があることから、暫定的に、国は衛星放送による地上デジタル放送の放映を2009年から開始するよう検討している。

地上での整備が完了すれば、暫定措置であるこの衛星放送は終了するものと予想される。

**問** 七宗町の地上デジタル対策との相違点は。

**答** 七宗町のケーブルテレビの整備の条件は、全戸加入、加入負担金は3万6,750円、月額利用料は1,575円であり、地上波テレビ放送と衛星テレビ放送の送信を行うのみである。インターネットサービスは別の通信事業者に委託するが、現在は決定していない。

当市が整備を検討しているケーブルテレビ事業は、加入促進期間中の加入負担金は5,250円、地上波放送だけの利用料1,575円から、追加料金を支払うことにより多彩な専門チャンネルを視聴することも可能であり、インターネット接続サービスも併せて提供しており、希望者は比較的安価にインターネットを接続できるようになる。

**問** 携帯電話難聴地域の取り組みは。

**答** 今年度は民間事業者1社が中津屋地区においてサービス開始に向けての整備を進めているが、まだ難聴地域が残る見込みである。ケーブルテレビ施設を利用して解消を図る

ことも技術的には可能であるため、事業実施の際にはケーブル事業者と通信事業者双方と協議し、難聴地域解消に向けて努力したい。



携帯電話の基地局(アンテナ)

## 商業ビル (シティホテル)

**問** 改修調査の結果は。

**答** ビルの営業を停止する大規模改修ではなく、現在のビルの利用形態を継続しながら工事を行う方法を考えており、平成30年度までの10年間で約2億7,000万円、その後の10年間にも約3億円の改修工事が必要であるとの報告を受けている。

今後の工事費の内訳は、給湯配管や中央監視設備の改修など直ちに処置を要する工事が約8,400万円、今後5年以内に処置を要する工事が約

1億3,500万円、さらに今後10年以内に必要となる工事が約5,000万円である。

そのうち、(株)シティホテル美濃加茂が経営をしている4階以上の改修工事は、応分の負担をお願いする方針であり、今後協議をしたい。

今後は、議会及びシティプラザ美濃加茂管理運営協議会等で協議検討して方針を決定し、具体的な内容は市報等により市民の皆さんに公開したい。

**問** 今までの商業ビルの収入と支出経費及び賃借料は。

**答** 平成10年度からの10年間の支出は管理費が約4億3,400万円、工事費が約2億2,200万円であり、使用料等の収入は約3億500万円となっている。差し引き市の一般財源から約3億5,100万円を支出している。

また、賃貸料は、(株)シティホテル美濃加茂と平成18年から3年間の賃貸借契約を締結しており、算定は収益家賃に準じる賃貸料の算出方法により算出している。

今後の契約改定時には、ホテル側とも十分協議を行い、賃貸料についても適正な負担を求めている。

# 多文化共生

**問** 安心安全条例が必要では。

**答** 大泉町の安全安心まちづくり推進条例は、犯罪発生件数が群馬県内でも、ワーストレベルにあるという状況から平成17年に制定されている。

この条例は、町民の安全が保たれ、犯罪の起こりにくい安全安心のまちづくりの推進を目的として、町、町民及び事業者の責務の規定と、犯罪防止の基本的事項や「外国人との共生」も定めている。

当市では、外国人を含むすべての市民にやさしいまちづくりを目指した条例・プラン等の指針を整備していきたい。

**問** 外国人集住都市会議について。

**答** 11月に開催の「外国人集住都市会議」の開催は、全国から600人の参加があり、座長都市として今後の展開に重大な責任を感じている。

東海市長会では「外国人に関する総合的な政策推進について」が採択され、全



集住都市会議

国市長会へも提出されている。

なお、外国人登録制度の見直しについては、国の規制改革会議の第2次答申案に「住民基本台帳制度の創設」が盛り込まれたとあり、外国人集住都市会議の一つの大きな成果と考える。

現在の参加都市を3ブロックに分けて、課題解決に向けた、各分野や担当者レベルの会議を行っている。岐阜・三重・滋賀ブロックでは「教育」をテーマに取り組んでおり、会議では教育委員会の関係者も議論に参加している。

今後も、担当者レベルでの話し合いは必要と考えている。

**問** 多文化共生の予算について。

**答** 今年度は、在住外国人への確かな情報提供が大切であるとの考えから、ガイドブックの改訂をするなど、秩序ある多文化共生を目指すための事業展開を積極的に進めている。

多文化共生フォーラム等の啓発事業を今後も推進する。

多文化共生の施策の展開には全庁的な取り組みが必要であり、庁内の横断的な連携により限られた予算をより有効に活用したい。

**問** 語学習得支援について。

**答** 在住外国人が日本で自立した生活をするには、日本語の習得は重要である。

日本人も含めたポルトガル語の公民館講座や国際交流協会の語学講座を実施しているが、今後は出前講座も検討するなど、講座の開設も考えていきたい。

**問** 通訳・相談業務のあり方は。

**答** 当市では、現在6名の国際交流員が行政の通訳・翻訳業務を担い、昨年度は5,900件を行っている。

現状、交流員は大変な業務量であり、通訳・翻訳業務の

ガイドラインを設けることも必要ではないかと考える。

現状では、情報を正確に伝える手段として国際交流員の存在は欠くことはできないが、外国人市民懇談会などの意見を聞いて、どのように支援をしたら効果的なのか、今後も検討していきたい。

**問** 多文化共生センターの設置は。

**答** 多文化共生を市民主体で取り組むためには、その活動拠点となる多文化共生センターが必要である。

現在策定中の多文化共生推進プランにおいて「多文化共生センター」のあり方を、在住外国人を含む関係者に意見を聞き、各都市の共生センターの運用状況を調査して、さまざまな可能性について具体的な検討を重ねていきたい。

**問** 外国人児童就学・学習支援の課題と教育委員会との連携は。

**答** 友だちや先生と学校生活に必要な生活用語、基本的な学習用語等が話せるための適応指導教室エスペランサでは、3ヵ月程度の学習で通常学級に戻る子が多いが、能力の差もあり、1年に及ぶ子もいる。

中学校段階での初期適応指導教室の必要性も感じており、県費負担教員でエスペランサのコーディネーター役の確立も必要である。

放課後学習支援教室は、古井小学校とブラジル友の会が懇談を持ち、関係者の連絡協議会を行い、相互理解に努めている。ブラジル友の会がNPO法人の資格を取得した現在、どのように教育委員会としてかわるのか、関係各課との連携を図って支援の仕方を考えていきたい。

**問** ブラジル学校支援のために空き教室の利用を。

**答** ブラジル学校は、市内で2校運営されており、古井小学校との交流や、交流の森植樹祭での交流で関係を持っている。

プラザちゅうたいは週2回利用料免除で利用している。小学校との交流を前提とした利用は考えられるが、施設の利用提供は、教育課程上、無理があると思われる。

**問** ブラジル移住100周年の事業について。

**答** 市の事業として、イベントを行うことは考えていないが、ブラジル移住100周年の



意義について、広く市民に理解いただくことは重要だと考えている。

市内に多く暮らす日系人のルーツを市民が理解することは、市の多文化共生を推進する上からも重要であり、来年は岐阜県国際交流センターの協力により、多文化共生に関する事業が行えればと考えている。今後も広報等を利用して啓発に努め、多文化共生の推進を図りたい。

**問** CD「よいいドン日本語」の日本人・外国人(大人)向けCDを作ってはどうか。

**答** 「よいいドン日本語」は市販のCDとは違い、東海地方の学校で使う言葉をポルトガル語と日本語で表しており、学校で使うことを目的に作成されている。

日本人向けの日常会話版のCDの作成は、市販でさまざまな教材があるため、こうした教材の活用をお願いしたい。

## 旧シユロス

**問** 今後の活用方法は。  
**答** 旧シユロスの基本的な整

備方針は8月の市報で公表しており、現在は、整備手法の一つの案である民間資本による施設整備と管理運営の可能性についての調査をしている。

この民間資本の活用のメリットは、民間のテナントと市民交流スペースの併設により最小の経費での整備と運営が可能なことであり、デメリットは、民間の運営となることから、施設の継続性や公共的なスペースである。

今後は、どのような業種、形態が望ましいのか、市民の皆さんの合意が得られるようパブリックコメントを含むさまざまな方法で情報を提供して検討を進めていきたい。

## 教育問題

**問** 全国学力テストの結果の公表及び状況は。

**答** 全国学力・学習状況調査結果の取り扱いは、基本姿勢は、市全体の数値的な公表や個々の学校名の公表を行わない、市全体の傾向を分析し結果を公表する、各学校は自校での調査結果の分析をもとに指導

をする、個票をもとに各自が明確な目標をもてるように個別指導にいかす、の4点である。

調査結果の概要は、国語、算数・数学とも全国平均並みであり、知識については学習内容をおおむね理解している。

また、教科に関する調査と生活習慣や学習環境に関する調査の結果から、「朝食を毎日食べている児童生徒ほど正答率が高い」など、基本的な生活習慣や学習習慣、規範意識など学力には相関関係があることが明らかとなっている。

これらの分析結果をもとに、学校のこれまでの指導のあり方を見直して改善につなげ、家庭や地域と連携を図り、生活習慣や学習環境の改善に生かしていきたい。

結果については、ホームページで公表している。  
**問** 来年度以降学力テストへの参加の是非は。

**答** 今回の全国学力テストをめぐるとさまざまな問題点を、教育長会等を通して対応をきちんとするよう国に要望する。当市としては、学校の指導力改善と個々の子どもたちが自分の力をきちんと知り、生活改善の方向性を持つことが

できるよう活用したいと考えており、追跡調査をする必要もあるため平成20年度も参加する方向である。

**問** 総合学習の今後の対応は。

**答** 文化の森を中心に展開する総合学習の中心的実践校である太田小学校では、学習で身に付けた知識・理解を活用する能力が高まっているという全国学力テストの結果も出ている。

こうした総合学習の土台であるフロム0歳プランは平成15年度よりスタートしており、現在まとめた実践時期として3年間にわたる実践発表に取り組んでいる。

今後、国の教育振興基本計画に沿った見直しも必要であるが、体験を中心とする総合学習の精神だけは大事にしたい。

**問** 学習指導要領の見直しと対策は。  
**答** 今後4年をかけて教科書が改訂され、準備が整えられる。その間は、移行措置として徐々に授業時間数も増えていき、教える内容も広がることになる。

市も、英語学習の拡充に伴い、小学校の先生への研修会の開催も必要かと考えている。

授業時数が増加することは、各教師の持ち時間数の増加となるだけに、教職員の定数拡大は国の大きな責任とも考え、教職員の負担増だけは避けなければならぬと願っている。

**問** 小学校3年生の少人数学級編成についての所見は。

**答** 小学校3年生になると、授業時間数の増加により、基本的な学習習慣に差が出てくる。小学校低学年のうちに、学習に対する構えをきちんと身に付け、仲間の大切さを少人数学級の中で一人ひとりに感じさせたいと願い、小学校35人程度の学級編成を県と協議していきたい。

また、県の1、2年生の35人学級編成は、各学年が複数学級の場合が対象のため、単学級で35人以上の学校もある。こうした低学年の学級編成についても、適応できないか協議したい。



太田小学校の総合学習



**問** いじめの実態と防止策は。

**答** 平成18年度の市内の小中学校におけるいじめの認知件数は、小学校41件、中学校22件である。

いじめの実態は、冷やかしたり悪口などが全体の50%を占めており、仲間はずれ、集団による無視などが15%、恥づかしいことや危険なことをさせられたり、させられたりするが14%、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷等は1・3%となっている。

いじめは、どこでも起こりうることで十分に認識して指導と対応に当たっており、いじめのない社会を目指して道徳教育、心の教育を通して、かけがえのない生命、生きることのすばらしさや喜びなどについて指導することを大切に行っている。

**問** 子供の携帯電話やメールへの対応は。

**答** 当市の携帯電話所持率は、小学6年生で18%、中学3年生で58%である。

使用頻度は、毎日使用しているが小学6年生で4%、中学3年生で35%、時々使用しているが小学6年生で8%、中学3年生で19%である。

学校では、携帯電話、コンピュータによるインターネットやメール等の利用についての危険性や情報モラルの重要性を教育活動の中で指導しており、保護者にも、学校通信等の活用などによりその啓発に努めている。

## 教育関係

**問** 教育委員会の再編は。

**答** 教育三法では、教育に関する事務のうち、学校の体育以外のスポーツに関すること、文化財の保護以外の文化に関することの2点については、地方公共団体の長が管理、執行できると定めており、市長部局への移管ができるため、現在、教育委員会事務局も含めた職員でつくる「行政改革推進庁内ワーキング」や教育委員会事務局内部にて検討を進めている。

しかし、単に所管を変えるだけでは意味がないため、指定管理者制度も含め地域の実情や住民ニーズには、どのような事務事業、事務機構のあり方がよいのか、具体的な内

容を検討するにはもう少し時間が必要である。

**問** 文化の森にあるカリヨン時計塔の修繕は。

**答** 現在内部の機器が故障しているが、ハンガリー製のコンピュータを使った複雑な製品であり、簡単に修理ができない状況である。

早急に復旧させ、再び美しい音色が響くように現在関係者と調整をとっている。



カリヨン時計塔

**問** 室内温度調査及びできることから普通教室の冷暖房化を。

**答** 本年度は、少しでも学習しやすい環境を整えるために全ての学校に扇風機を設置している。

平成19年7月と9月に太田小学校と加茂野小学校で各教室の温度調査を行ったが、二つの学校とも、1・2階より3・4階の方が1度から2度の範囲内で高くなっている。

しかし、全普通教室の冷暖房化は、多大な設置費用と経常経費が必要となるなど検討しなければならぬ課題が多くあるため、全普通教室の温度調査も含め十分な調査、研究を進めたい。

**問** 教育施設の指定管理者制度の導入は。

**答** プラザちゅうたい、文化会館、図書館などの教育施設の指定管理者制度の導入には、庁内で検討を続けているが、導入に当たっては、公の施設または教育の施設としてどのような位置付けるかが課題となる。

これらの教育施設は、文化、スポーツなどの拠点としての役割を持ち、市の教育政策を実現する場であり、公共サービスを提供する場でもあるため、経費の節減は大事ではあるが、現状のまま、関係する団体やボランティアとより緊密な連携のもとに、施策の充実とサービスの向上を図ることも大切ではないかと考えている。

## 給食センター

**問** 偽装食品の給食食材への使用の有無は。

**答** 食材の購入には、物資の見本と価格に基づき品質の良否や産地等により選定しており、食材の受け渡しは職員が立ち会い、検収簿に基づき品質や賞味期限等を確認している。

加ト吉社製のもの、冷凍のむきエビを使用したことはあるが、ミートホープ社が販売した偽装の牛ひき肉を原材料としたコロッケ等は使用していない。

**問** 新給食センターの一部を民間に委託する計画の見直しを。

**答** 給食センターは、県職員である学校栄養職員が献立の作成や調理指導を行い、物資の選定については選定委員会等が行い、調理作業や配送、回収は職員が行っている。

調理員や運転手の大半が嘱託員であり、新しいセンターの運営について、コストや効率性、食の安全、人事管理などの面から民間委託にした場合と比較し、検討したい。

**問** 地産地消の一層の推進を図る考えは。

**答** 今年度の地元産の青果物の使用状況は、山之上産のナシとカキを数回使用しており、野菜は、昨年度にサトイモが全体の96%、カブ60%、キュウリ28%などを使用している。農産物購入の優先順位は、ぎふクリーン農業、市内産の農産物、可茂地区産と地元産の農産物を優先的に購入している。

新しいセンターに設置の炊飯設備により、地元産米を安い価格で安定的に確保していきたい。

**問** 食育の推進は。

**答** 食育については、栄養職員2名が、小中学校の学級担任等と連携を図り、給食を教材とした食に関する指導を行っており、平成18年度は小中学校や出前講座等で62回行い、今年度は11月末で59回行っている。

また、新しいセンターでは調理や洗浄作業が見学でき、調理実習室を兼ねた研修室も設置するので、児童生徒や保護者等の食育研修に活用したい。

## 子どもの体力

**問** 小・中学校生の基礎的運動能力について。

**答** 平成18年度の調査によると、20年前との比較では、身長・体重とも向上しているが、50メートル走、ソフトボール投げは低下しており、特に、女子の低下率が大きい傾向にある。当市も同様の傾向にあるが、

小学5年生は50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げとも全国平均を上回っており、小学6年生は女子のソフトボール投げ以外は全国平均を下回る。また、中学2年生の50メートル走は全国平均を上回り、立ち幅跳びは全国平均以下となっている。

**問** 小・中学生別の通塾の状況は。

**答** 当市の学習塾(家庭教師を含む)で学ぶ児童生徒の割合は、小学6年生が44%、中学3年生は61%であり、岐阜県全体から見るとやや低く、全国の割合とほぼ同じである。

特に中学生では、塾からの帰宅時刻が夜の10時をすぎることとも珍しくなく、徒歩や自転車

で夜道を帰宅する生徒もいる。

**問** 食生活の変化と朝食をとらない生徒数は。

**答** 朝食を全く食べない当市の小学6年生は0.6%、中学3年生は1.8%であり、小学生は岐阜県、全国の平均とほぼ同じであり、中学生は全国の平均より若干低い数値である。

また、小学6年生の88%、中学3年生の89%は、毎日朝食を食べて学校に通っている。

食生活の変化や食の安全問題などにより、児童生徒の「食」については心配な状況が見られるが、「食」について考え、判断する力を身に付けるための「食育」の重要性を踏まえて、各学校では、家庭科や保健の時間、また学級活動などの時間を中心にして、「食育」の学習を進めている。

**問** 体力向上の取り組みは。

**答** 各小中学校では、学校や児童生徒、地域の実態に応じて、体力向上を狙ったいろいろな取り組みを推進している。小学校では、休み時間は外で元気よく遊ぶ取り組みを進めており、寒くなる11、12月

には、持久走をしている学校もある。例えば、太田小学校では3分間の持久走を、古井小学校では大縄跳び大会を行っている。

東中学校では、14キロのウォークラリーを実施している。



東中学校の「東魂ウォークラリー」

学校では、子どもたちの体力づくりを意図的・計画的に進めていくよう努め、運動という側面から見た家庭生活の過ごし方についても指導していく。

## 岐阜清流国体

**問** 岐阜国体に向けての今後

の取り組みは。

**答** 当市は「成年女子バレーボール競技」の会場に内定しており、現在までに県国民体育大会準備委員会の会場選定作業や中央競技団体による会場視察などを行っている。

このほかには、テーマ等の募集案内やポスター掲示、のぼり旗の設置を行い、宿泊施設の調査も実施している。

今後は平成21年度に国体実行委員会を設置し、市民参加による大会運営を検討していきたい。

**問** 競技会場の指摘事項は。

**答** 競技会場には中央体育館と東中学校、練習会場には西中学校、山手小学校、私立美濃加茂中学・高等学校が内定している。

平成18年に岐阜県国体準備委員会等の視察が行われ、その結果、東中学校は照度の確保とバスケットゴール撤去の指摘を受けている。

よりよい競技環境をつくるため、中央体育館、東中学校ともに床の研磨と不要ラインの消去、駐車場の確保、さらに東中学校は観客席の確保があげられており、今後具体的に検討をしていきたい。



**問** 中濃地域で内定している競技は。

**答** 中濃地域の内定状況は、関市が「ライフル射撃成年男子、剣道、ラグビー少年男子、ゴルフ成年男子・少年男子」、美濃市は「自転車(ロード)成年男子・少年男子」、可児市は「ゴルフ女子」、郡上市は「相撲成年男子・少年男子」、川辺町は「ボート」、白川町は「ライフル射撃、クレー射撃」である。

**問** 競技力向上のための当市の強化選手の状況は。

**答** ジュニアグロウアップ作戦事業の強化指定選手は小学校4年生から中学校1年生までが該当し、市内には13名の児童生徒がいる。

強化指定校は加茂高ボート部、美濃加茂高校ゴルフ部及びソフトボール部男子、美濃加茂西中学校バレーボール部女子の3校の4競技が指定されており、企業では大垣共立銀行ボート部が強化指定を受けている。

**問** 市内のスポーツ振興に関する所見は。

**答** 当市のスポーツ振興の現状等は、市内に8つの体育振興会があり、それを支援する

体育指導委員が28名、各自治会には体育委員175名いる。各地区運動会や自治会親善野球などの各種スポーツ大会を実施しており、市民の体力向上と健康維持そして地域間交流を深めている。

一方、競技スポーツも、体育協会が中心となり競技力向上を図っており、今年の県民スポーツ大会では現在のところ総合得点において県下21市中8位を確保している。

なお、スポーツに親しむ体制づくりは、各地区体育振興会やスポーツ少年団組織の1層の充実を図ることや、「ちゅうたいクラブ」などスポーツ教室の内容の充実をすることと考えている。



自治会親善野球大会

## 子育て支援

**問** 乳幼児福祉医療制度拡充についての所感は。

**答** 市長就任の所信表明で述べた「夢のある美濃加茂、元気な美濃加茂、スリムな美濃加茂」を推進するために、「元気で活力に満ちた美濃加茂」「安心して快適な暮らしができる美濃加茂」「市民に便利・市民にオープン・市民が納得の市政」の三つを市政運営の柱として、各施策の推進をしている。

その中で、だれもが子どもを育てることに夢が持てるようなまちづくりには、きめ細かな子育て支援の推進をすることが重要であり、福祉医療費助成の拡充も支援策の一つである。次代を担う子供たちが、将来にわたり、より健康でたくましく育っていくものと信じている。

**問** 公立保育園でのゼロ歳児保育の拡充は。

**答** 現在、私立保育園3園が生後2ヵ月から、公立2園が生後6ヵ月から受け入れをしており、今年度のゼロ歳児の

入所人数は、私立の森山学園、たちばな保育園と明応保育園で20人、公立の古井第一と加茂野保育園3人を受け入れており、ゼロ歳児保育については、ニーズを満たしていると考えている。

**問** 特別支援教育の発達支援システムの確立は。

**答** ADHD等の発達障がいにより支援を要する児童生徒が60名ほどあり、学校生活に適応できるようコミュニケーション能力を高める訓練などを行う通級指導教室が4教室ある。

特別支援学級に入級している児童生徒及び通級指導教室に通級している児童には、個別の指導計画が作成されており、計画的、継続的に支援を行う体制が整えられている。

平成19年度から当市では、教育委員会を中心に乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を推進するために、特別支援教育連携協議会を設置して取り組みを開始している。

**問** 第3子以降の保育料無料化と軽減措置は。

**答** 第3子以降の児童の保育料無料化は、少子化支援対策、

フロム0歳プランの推進の1環から、平成20年度より実施できるように検討したい。

第2子保育料の3分の2の軽減や、上の子が小・中学校で第3子以降の軽減などは、現在の厳しい財政状況から実施することは難しい。

**問** 放課後学童保育の現状と問題点は。

**答** 学童保育は、伊深・三和小学校を除いた7小学校の空き教室と加茂野児童館で実施しており、通年学童の合計は358人、夏休み128人を加えると全体で486人である。

今年度開校の伊深・三和の夏期学童保育は、7人の入室希望者があり、伊深連絡所の2階で実施しており、来年度も開設する計画である。

学校側の理解により普通教室も適宜使用しており、施設面の問題はないが、夏休み期間は保育時間も長いいため、多数の指導員の確保が問題である。

**問** 児童扶養手当の制限について。

**答** 平成20年4月より、児童扶養手当を受けてから5年以上を経過した方は、障がいや病



気などの事情がないのに就業意欲がみられないと一部支給停止を行うことになる。

就業意欲の判断は、就労証明書、求職中であればハローワークの証明書、医師の診断書、地元民生委員の証明等が考えられるが、国・県から判断基準が出るので、公平に判断して実施したい。



ボランティアによる読み聞かせ

**問** 地域子育てサロンの拡充は。

**答** 新たな児童館の建設計画はないが、今後は、地区公民館や地域公民館を利用したサロンを増やし、地域の中で子育て家庭を暖かく見守って行くよう進めていきたい。

平成20年度は、山之上、蜂

屋地区で週2回実施する予定であり、先輩のお母さんからの子育てアドバイスや、ボランティアによる読み聞かせ、畑を借りての芋掘りなど子育てが楽しめるよう、地域の皆さんの力をお借りしたい。

## 後期高齢者医療制度

**問** 高齢者医療費負担の保険料見通しと今後の周知は。

**答** 岐阜県における保険料の総額は、平成20、21年度の療養の給付費などの事業費から、収入見込みの国・県・市町村の負担金及び現役世代からの後期高齢者支援金を差し引いた、約362億円である。

被保険者均等割額は1人当たり年額3万9、310円、所得割率は年7・39%としていいる。岐阜県内の1人当たりの平均保険料額は年額7万5、593円、月額換算で6、300円となる。

また、市民への説明会は、まちづくり出前講座として実施しており、「不安が少し薄れた、少しわかった」など制度が新しくなることについて

理解をいただいている。今後は、2月に各地域での説明会を開催し制度の周知を図っていく。

**問** 制度の移行による保険料が増加する人は。

**答** 平成19年11月現在の老人保健医療受給者は4、955人である。このうち新たに保険料が発生する人は、被用者保険の被扶養者であるが、人数については平成20年3月31日現在の状況が基準となるため、現在のところ把握は困難である。

また、保険料が高くなる人、安くなる人も、個別に要件が違いため把握は困難である。

**問** 制度の変更により高齢者への影響は。

**答** 老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わるが、被保険者が病気やけがの治療を受けたときなどに受けられる給付の内容や、医療機関などでの支払う自己負担金の額は、現在の老人保健制度と変わらない。

また、新たに保険料が発生する人や所得の少ない人に対する保険料には軽減措置がとられており、これまでとほぼ同様に医療を受けることができる。また、短期被保険者証・被

保険者資格証明書は、引き続き検討小委員会での取り扱いを検討すると聞いている。

**問** 後期高齢者医療広域連合議会について。

**答** 11月に開催の広域連合議会臨時会に付された案件は「岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」であり、岐阜県内統一の保険料の額、保険料の賦課限度額、所得の少ない被保険者に対しての軽減措置など十分に検討されていると理解している。

## 特定健診 特定保健指導

**問** 特定健診・特定保健指導の対象人数は。

**答** 現在の推計では特定健診の対象者は、平成20年度9、685人、平成24年度は1万373人。保健指導の平成20年度は人数は845人、平成24年度は1、611人を見込んでいる。

**問** 基本健診の現状は。

**答** 現状は、平成16年度の40歳以上の人口は2万5、305人、市の基本健診の受診者は3、887人、基本健診の受

診率は15%、平成17年度は2万5、554人、受診者は2、846人の受診率11%、平成18年度は2万6、079人、受診者は3、478人の受診率13%である。ただし、会社などで受診した方は把握していない。

このうち、平成18年度国民健康保険の40歳から74歳までの被保険者8、418人中1、958人の方が受診しており、受診率23%となっている。

**問** 受診率向上の対策は。

**答** 受診率の確保には、未受診者に対する勧奨が最も効果的であるため、未受診の理由を追跡するためにも申込票を使用したと考えている。市から送付した健診申込票を返送されなかった方、健診申込票を返送されたが治療中などの理由以外で健診を辞退した方及び、健診申し込みをした方が受診しなかった方への勧奨を行い、受診率を上げたいと考えている。

健診のすべてを施設健診にすることにより受診者への利便は図れるが、まだすべての医療機関に機器が整備されていないため、加茂医師会と協議中である。

**問** 特定健診・特定保健指導による保険料への影響は。

**答** 保険料算定に必要な所得額や冬場の医療費の動向が未確定であり正確な保険料を算定はできないが、新たな事業として実施する特定健診・保健指導の財源は国、県負担金及び保険料である。

保険料の見直しが必要な場合、保険料率については国民健康保険運営協議会に諮問する。

**問** 特定保健指導は。

**答** 保健指導については、健診結果に応じて3階層化し、まず受診者全員に健診結果と同時に「情報提供」を実施する。

次に、生活習慣の改善が必要とされた方には「動機づけ支援」として20分以上の個別面接1回などと6ヵ月後の評価を実施し、きめ細やかな支援が必要な方には20分以上の個別面接1回などと3ヵ月以上の継続的な支援及び6ヵ月後の評価を「積極的支援」として実施する。

**問** 特定健診・特定保健指導の実施状況による拠出金への影響は。

**答** 実施状況による拠出金のペナルティーは、平成25年度の後期高齢者支援金から課される。

れる。

現在試算している平成20年度支援金の12ヵ月分の予想額が約6億4,200万円であるため、目標の未達の程度により加算幅は決定されるが、最大の1割では6,420万円程度が目安になると考えている。

## 福祉問題

**問** 介護福祉現場の人材確保は。

**答** 財団法人介護労働安全センターの平成18年度の実態調査では、介護の現場で働く人たちの離職率が高く、原因は結婚、出産等や賃金、労働条件となっている。

今後、介護労働者の確保が一層求められており、安心して働ける環境の整備が必要である。

特に賃金の格差是正は、事業者が国へ要望をしているが、介護保険料や利用者負担の増加につながる方法で、市町村においても国へ要望ができないものか検討していきたい。

**問** 地域密着型サービスの充実。

**答** 高齢者が増加するなか、

自宅で生活するための支援がより一層必要となってきている。生きがい活動支援デイサービスや、ふれあい・いきいきサロンなどの地域資源を十分に活用し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように事業を支援、推進するほか、平成20年度に作成する第4期介護保険事業計画のなかで事業の充実について検討していきたい。



**問** 行政による配食サービスに対する所見は。

**答** 現在の配食サービスは、「訪問給食サービス事業」として社会福祉協議会が実施しており、ひとり暮らしの高齢者等に定期的な食事を届けることにより、安否確認を行うものである。

行政による配食の実施には、相当の財源と調査研究が必要であり、今後の検討課題である。

**問** 高齢者生きがい対策とシルバー人材センターの拡充は。

**答** 団塊世代の人たちの豊富な経験や技術、知識を地域で活用することは、市が取り組むべき重要な課題である。地域福祉計画の中でこの取り組みを掲げ、団塊世代の人たちにボランティア活動の参加を促し、地域での重要な人的資源としての活躍に結びつける取り組みを社会福祉協議会が中心となり実施をする。

今後、団塊世代が加わる高齢者支援は、シルバー人材センターや社会福祉協議会等と十分に協議し事業の実施をしたい。

## 食の安全

**問** 食の安全に対する所見は。

**答** 食品衛生に関する指導監視は、食品の検査ができる専門的な施設があり、大臣登録の養成施設において所定の課程を修了するなどした食品衛生監視員が正確な知識に基づいて衛生指導をする制度となっている。

知事が食品衛生監視員を命じ、その職員に監視指導を義務付けているが、この権限は、都道府県及び保健所を設置できる市にとどまる。

一般の市町村は設置できないため、県の指導のもとに適切な情報を提供することに限定される。今後は、県との連携を図りながら、食の安全に関する啓発に努めていきたい。

**問** 保健センターと可茂食品衛生協会との関係について。

**答** 平成19年4月より、可茂食品衛生協会美濃加茂支部は、支部長宅に事務所を設置して実際の事務処理は、中濃保健所内の可茂食品衛生協会で行われている。

市でも、引き続き連絡を取りあい、食品営業許可申請や食品営業従事者の検便などの機会には、保健センターの窓口を提供するなど、連携して食品衛生に関する仕事をしている。

## 多重債務

**問** 多重債務問題についての認識は。

**答** 国は、関係法令の改正を



行い、違法な業者の取り締まりや、内閣に対策本部を設置し、関係する省庁を巻き込んで対応を進めている。

また、岐阜県も弁護士会や司法書士会が中心となり多重債務110番や多重債務面接相談会が開催されており、岐阜県多重債務問題対策会議や多重債務問題検討会が設置され広い分野で連携や対応を進めている。

市もこれらの情報を的確に把握し、関係組織と協力して問題解決のための支援をする必要がある。

**問** 多重債務者の相談窓口設置は。

**答** 平成19年7月に金融庁が作成した相談マニュアルでは、市役所は市民の話聴くことが最大のミッションであり、相談の内容を整理し、それを専門組織や法律専門家に連絡することが最も重要である。そのため、適切に対応できるよう職員全員に基礎的な知識に関する情報を提供して

いきたい。

今後基本的には県や国の専門組織における相談解決を主としながら、市民が少しでも安心できるように努力していきたい。

## Eボート

**問** Eボート交流会への参加状況は。

**答** 平成19年8月25日に小観音付近の飛騨川で開催した

第6回飛騨・木曾川Eボート交流会は、大変多くの方が参加されて盛況のうちに実施した。交流会には、愛知、岐阜、三重の3県下の14市町から総勢85チーム、1,067人、うち市内からは44チーム546人の参加があった。大会は、可児市及び坂祝町との共同開催であり、事業総額245万円、うち当市は90万円を負担している。

**問** 独自開催している自治体と今後の事業化は。

**答** Eボート交流会を独自に開催している自治体は、近隣では白川町及び笠松町である。Eボートは、川に親しみ自然を再認識する効果や防災時の緊急対応等幅広い活用が考えられるので、今後も関係者と活用についての検討をしていきたい。

市民の皆さんが中心となり実施されることが大切であり、事業実施には市も最大限支援していきたい。

## 環境問題

**問** プラスチック分別収集は。

**答** 容器包装は、家庭からのごみの約6割の容積を占めているために「容器包装リサイクル法」が制定され、当市では、ペットボトル・食品トレイ・発泡スチロールの収集を実施している。

新たにプラスチック容器包装の分別収集を実施する場合には、市の責務である収集・運搬等にかかる経費が必要となるため、今年1～3月の試験回収により、財政負担や効果についても十分研究をし、今後の収集について検討していきたい。

**問** 生ごみ回収は。

**答** 生ごみは、可燃ごみの中で最も重量があり、ささゆりクリーンパークへの搬入重量に大きく影響している。

増加する生活系可燃ごみを減らすには、各家庭における生ごみの水切りや堆肥化、また新聞チラシなどの資源物のリサイクルが最も重要である。生ごみの削減・減量化は、今後の課題としてさらに研究を進め、生ごみ処理機の普及のPRに努めながら、市民の皆さんに協力を呼びかけていきたい。

**問** 行政と市民の本格的な推進対策組織の立ち上げを。

**答** ごみ減量対策組織の立ち

上げ及び市民ぐるみの運動展開は、自治連合会をはじめとする各種団体の代表で組織する「美濃加茂市まちを美しくする運動推進会議」に協力をお願いしていきたい。

**問** 企業への啓発は。

**答** 条例に基づき、一定以上の延べ床面積、一定以上の一般廃棄物を排出する事業所は、一般廃棄物の減量に関する計画の作成と提出を依頼している。

社員食堂で出る生ごみを名古屋市まで運搬し、年間約40トン近くを堆肥化処理している企業もある。

今後も事業所に対して積極的なごみ減量への取り組みと協力を依頼したい。

**問** ごみの収集量のホームページ上での公表について。

**答** 市民のごみ減量意識を高めるために、表示の方法等を検討し、早期にごみの収集量をホームページに掲載したい。

また、「レジ袋を使わないことが、なぜ環境によいことなのか」等についても理解できるように、市報やチラシ、ホームページ等でわかりやすく紹介したい。



第6回飛騨・木曾川Eボート交流会



**問** リサイクルステーション・エコハウスの建物の改修及び野外部分のテント整備は。

**答** 輪之内町エコドームや可児市エコドームの視察を行い、施設整備計画について検討をしている。

このエコハウス施設の整備は、まちづくり交付金事業として実施の予定であり、雨の日でも搬入ができるよう駐車場にドーム型の大形テントを建設し、併せて事務所棟を整備する計画である。

現在施設を利用している市民の方には不便をかけているが、今後、施設の規模、整備内容、予算等の検討を進め、早期に整備をしたい。

**問** エコハウスでの瓶、スチールやがれき等の回収は。

**答** 最近、エコハウスを利用される市民からも、瓶やスチール缶の収集はないかと尋ねられることがあり、活動団体の皆さんや再資源化業者と調整を図りながら、収集に向けての検討をしていきたい。

エコハウスは資源回収の場であるため、ガレキについては定めた日に所定の集積所へ出してほしい。

**問** レジ袋の削減状況と対策は。

**答** レジ袋の削減運動は、それぞれ各店舗においてキャンペーン等を実施している。

先日、レジ袋について市内の店舗に聞き取り調査をするなど、店舗でのキャンペーンなどが含まれ、約10%程度の方がレジ袋を辞退している。

岐阜県は、来年度から3カ年計画で県内全域にレジ袋の有料化を目指すと発表している。

この地域も既に県との協議を始めており、今後は事業者と消費者団体等の参加により、本格的な協議を重ねることになる。

レジ袋の有料化は、消費者である市民の理解が最も大切であるため、広報等で情報を提供しながら積極的に働きかけたい。

## クリーン作戦

**問** 市全体の参加者及び企業法人・外国人の参加は。

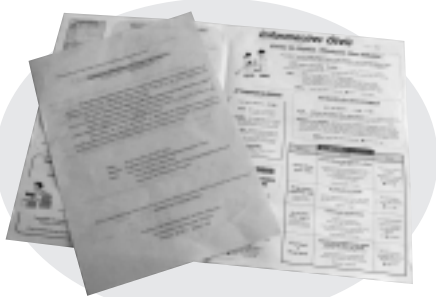
**答** クリーン作戦は、市内の各種団体で組織する美濃加茂市まちを美しくする運動推進会議と美濃加茂市が、昭和58

年に第1回を実施して以来、毎年同時期に実施している。

各地区では、自治会単位で実施しており、子ども会等との連携もとられ毎年1万3,000人前後の市民が参加をしており、参加率は、自治会加入の世帯数ではほぼ100%の参加である。

企業に対しての参加案内は、特別していないが、地元自治会の呼びかけにより参加している企業もあるため、今後は商工会議所や経営者協会等の協力を得て市内企業にも積極的に参加を呼びかけていきたい。

また、外国人の方は特に把握をしていないが、外国人向けの広報紙やクリーン作戦の特別なチラシを市報に折り込み呼びかけをしている。



クリーン作戦の案内をする外国人向けの広報紙とチラシ

**問** 幹線道路・公園の管理は。

**答** 幹線道路は市内に82路線あり、山手線ほか1路線については事故防止、環境美化等のために年2回程度の路肩清掃、草刈りを行っている。

都市公園、その他の公園を合わせた55カ所は、随時、清掃、草刈りを行っている。

なお、クリーン作戦のときに、一部の自治会では、幹線道路、公園の清掃、草刈りをしている。

## 水道事業

**問** 防災対策に伴う県営水道と市町水道の連結事業は。

**答** 県営水道の送水管と受水市町の配水管を接続して、地震等の被災時に配水池を経由せずに、受水市町の配水管に直接水道用水を供給するための支援連絡管を県と市町が負担をして設置するという計画である。

県は、平成20年度に基本設計などの予算要求をすると言っている。

**問** 水道施設の防犯安全対策は。

**答** 森山浄水場以外の4配水池、5調整池と7ポンプ場のうち、セキュリティ対策の必

要な施設は、13カ所である。

可児市での事件後、当市では、配水池等のパトロールの実施や特殊合金製の頑丈な錠への取りかえを行っており、警備会社と連携をする侵入者感知センサーの設置等のセキュリティ対策費も平成20年度に予算要求している。

## 産業集積

**問** 中蜂屋産業集積地区の組合設立に向けた推進状況と今後の予定は。

**答** 地元代表者が案内した土地活用の地権者同意が約80%に達したことから、今年9月に組合施行の土地区画整理組合準備委員会が設立されている。

準備委員会は、市に対して土地区画整理法、市土地区画整理事業助成指導要綱に基づき技術援助申請をし、市は9月に技術援助の決定を行っている。

地質や環境影響調査・地区界測量・基本設計等を10月に発注しており、今年度末には状況等の説明ができると言っている。

今後、準備委員会と地区界の決定や事業計画・定款の作

成、用途地域等の都市計画決定や農地法などさまざまな手続きを経て、平成20年8月ごろに組合設立認可を目指したい。

**問** 産業集積事業の概要は。

**答** 本事業は、まちづくり交付金事業を利用し、土地区画整理事業と周辺地区整備事業を併せた総合整備事業として推進する予定である。施行面積は、約31・5ヘクタールで主要な都市計画用途地域は工業地域として考えている。

東西道路は、当事業の企業立地条件を高める重要な幹線道路と位置付けている。また、排水路は、現状の排水能力を十分調査をして、区画整理区域内に一時雨水を貯留する調整池を設置し、下流排水路に配慮した計画にしたい。

**問** 進出企業の見通しは。

**答** 当市は東海地区有数の交通インフラの優位性等から、現在も複数の企業からの立地に関する問い合わせも続いている。

特に、県下唯一の工業用水を供給できる地域であるため水を大量に使用する企業には非常に大きな選択要素である。

しかし、現在提供できる土地がないために非常に残念な思いをしており、岐阜県を始

め関係者と早急に優良な産業集積地区の開発を進め、当市の企業誘致をさらに推進していきたい。

**問** 企業立地促進法による市町村や企業メリットは。

**答** 岐阜県中濃地域の企業立地促進基本計画は、平成19年10月に企業立地促進法に基づき国の同意を得ており、国や県の事務的な支援を受けながら企業誘致を進めることができる。この計画により、全国規模の企業進出の可能性の高まりと、企業進出に関する事務的なサポートを受けることができ、法的な手続きもスピーディーで正確な指導を受けることができる。

企業は、土地をより有効に活用することが可能となり、減税のメリットも出てくる。これまでにはない新しい支援措置であり、今後の企業誘致に積極的に活用していきたい。

## ムクノキ

**問** 川合のムクノキの保護対策について。

**答** 岐阜県天然記念物の川合

のムクノキは、幹の一部に空洞ができるなど古木ゆえの傷みも出ているが、専門家の指導のもと空洞部分を樹脂で覆い、枝を支える支柱、保護さくを備えるなど、県の補助金を受けて実施し、市教育委員会でも必要に応じてその維持に努めている。

また、根の部分に影響を与えないように、そばを通る市道の埋設管の迂回や浸透性の高い舗装を路面に施すなど、関係者と協議をして配慮している。

ムクノキは美濃加茂市のシンボルでもあるため、今後も地元の理解と協力を得ながら保護と活用に取り組んでいきたい。



川合のムクノキ

## 農地・水・環境 保全対策事業

**問** 当市5地域の今年度事業の進捗状況は。

**答** 今年度の進捗状況は、基礎部分の農道・ため池等の草刈り、水路の泥上げは全地区で実施されており、誘導部分の農村環境向上活動では子ども会参加による花壇整備等が行われている。

また、水路、パイプラインの点検・補修等は、すでに実施済みや農閑期に実施予定の保全隊もある。

保全隊の中でも、鷹之巣地域と信友地域の資源保全隊は、ため池を中心とし地域の交流と環境保全を目的に特色ある活動を展開している。

**問** 今年度事業の問題点と来年度に向けての指導は。

**答** 県下の活動組織の中で、多く指摘があるのが作成書類の多いことであり、組織役員の中には、高齢の方も多くデジタルカメラやパソコンなどが使用できず苦労している。

事業初年度であるので、事業内容も含め各組織の問題点

や課題・要望などを聞き、来年度の事業が円滑に推進できるように支援したい。

会計事務は、会計経理の適正処理を図るためにすべての実施市町村中1地区を抽出し、東海農政局の指導が実施される。

事業初年度でもあり、指導結果に基づき、適切な処理ができるよう市も各保全隊に対し指導・助言をしたい。

**問** 品目横断対策の検証・課題と農家の声は。

**答** 品目横断的経営安定対策は、米価の下落も大きく影響し、所得の安定につながらないなど、全国的にも制度見直しを求める声が高まっている。

加入時の作成資料の多さや加入後の追加資料の複雑さがあり、当市の場合は大豆・麦の国が示す過去の生産実績の基準期間中に栽培を始めた担い手や、天候不良により収穫が皆無に近い年も含まれているため、交付金が大幅に減少するという問題がある。

本対策の加入により地域の担い手が安定的な農業経営の確立が図れるよう、今後の動向を見守り対応したい。



## 可決された意見書

### 少人数学級の実現及び義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

今日の子どもを取り巻く環境は、不登校、学級崩壊、あるいは、子どもたちが加害者や被害者となる事件が発生する等、子どもと教育に関しては、引き続き大きな課題がある。

本年度中に学習指導要領の改定が予定されているが、中央教育審議会の「審議のまとめ」によると、ゆとり教育の反省点から総合学習が削減される一方、主要教科の授業時間が増加するとされており、今後教職員はその対応に追われ、十分に子どもたちと接する時間が持たなくなる事が予想される。

一方、全国では、各都道府県独自の取り組みで、少人数学級が次々と実現しているが、これは、ただ単に学級定員を減らすというだけではなく、少人数学級を拡大させることにはつながらない。

また、義務教育費国庫負担制度はかつて国の負担が2分の1であったものが、現在は3分の1に削減されており、学校現場における正規教職員の不足を非正規教職員（講師）でまかなっている状況である。

よって、美濃加茂市議会は、すべての子どもたちに豊かな教育を保障するため、義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国の責任において、少人数学級実現に向けた諸施策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 20 日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
総務大臣 財務大臣 文部科学大臣

### 外国人住民台帳制度の創設を求める意見書

1990年の入国管理法改正以降、南米日系人を中心に外国人の入国、在留が増加している。

国の2006年末現在における外国人登録者数は、208万人を超え過去最高で10年前に比べると約1.5倍であり、定住化も進み今後更に増加することが見込まれている。

こうした中、今年23都市が参加している外国人集住都市会議では「地域コミュニティ」、「自治体と企業の連携」、「外国人児童生徒の教育」についての情報交換や協議を行っている。

多文化共生社会をめざしている自治体では、地域社会が抱える様々な課題の解決に、自治体、自治会、企業、NPO、教育機関など、外国人住民を含めた地域社会すべての関係者が協力し、言葉の壁や文化・習慣の違いがあるなか、外国人住民を生活者として受け入れ、生活上に生じている課題を全国どここの自治体でも起きるものと捉え、地域社会が一体となり取り組みを進めている。

こうした諸課題を抜本的に解決するには国の法制度の見直しが必要であり、特に、重要なのが外国人登録制度の改革である。

現在、外国人住民に対する行政サービスは、外国人登録制度を利用して行なわれているが、この制度は本来、国による外国人の在留管理が目的であり、住民の利便を図るためのものではないため、様々な弊害が生じている。外国人を地域で生活する住民として捉え、住民としての情報を記録し、日本人と同じように権利を保障し義務が遂行されるためには、全国共通の外国人住民台帳制度を早急に創設されることが重要であり、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 20 日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
総務大臣 法務大臣

### 原爆症認定問題の早期解決を求める意見書

昭和20年8月に投下された原子爆弾は、一瞬に広島、長崎の街を廃墟にし、21万人の尊い命を奪い、現在、国内には約25万人、岐阜県には600人余り、当市には7人の被爆者が存在するが、その多くがさまざまな病気に苦しんでいる。

被爆者の援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国においてさまざまな対策が講じられているが、原爆症の認定については、全国各地で認定申請を却下された被爆者から却下処分の取り消しを求める集団訴訟が提訴されている。しかし、国はかかる裁判において原爆症と認定すべきとする判決を受けても控訴し、結果として認定を拒んでいる。

原爆投下から62年余りが経過した今でも原爆症の発病をはじめ、多くの苦難と向き合い、不安な日々を送る被爆者の苦しみは計り知れないものがあり、高齢化する被爆者には、一刻の猶予も許されない状況である。

よって、国におかれては、高齢化する被爆者の救済を図るため、下記の事項について、早急に実施されるよう強く要望する。

#### 記

1 原爆症認定制度を被爆者の実態に即した制度に抜本的に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 20 日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣  
総務大臣 厚生労働大臣

### 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書

「混合型血管奇形」は、静脈・動脈・毛細血管・リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全をいい、体幹から四肢にかけて大小の腫瘍や瘻のような症状が見られる。血管の形成が不完全で脆弱なことから、患部は外傷により大量出血を起こす恐れやウイルス等の細菌に感染すると患部全体に広がり生命の危険にさらされる恐れのある病気である。こうしたことから、安静保持が必要で、日常生活が著しく制限されることとなっている。また、患部には血管が異常に成長し栄養過剰となることなどからか、成長に伴って下肢長差や背骨の変形異常といった症状が現れてきている。

この病気の専門医は国内でも極めて少数の正確な統計もないという状況であり、一般人はもとより、医師や難病対策に関わっている専門家の間でも認知度が低く、また、病気の原因が明らかではない。

さらには難病に指定されていないため、その治療法も確立されておらず有効な改善策が見当たらない現状である。また、医療や生活の支援もないため、患者や家族にとって精神的、経済的な負担が大きいものとなっている。

よって、国におかれては、「混合型血管奇形」を難病に指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の研究、確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行なうよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 20 日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣  
厚生労働大臣

## 議会を傍聴してみませんか？

詳細は、議会事務局までお問い合わせください。 ☎ 25-2111 (内線 281)

次の定例会は、

**3月4日** から開会予定です。

(一般質問は、12日、13日です。)

## 市議会の会議録をインターネットで検索(閲覧)することができます。

美濃加茂市役所ホームページ → 生活情報(行政・市議会) → 議会(会議録検索)をご覧ください。

<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>